

釧路市立高等看護学院学則施行細則

※一部抜粋

(単位の取得)

- 第16条 単位の取得は、各学年の終了時において、授業科目ごとに次条又は第18条に定める評価に基づき、学院長が認定するものとする。
- 2 別表基礎分野の項に掲げる授業科目について、大学等において同等の授業科目を既に修得していると学院長が認める者については、本人からの申請（第10号様式）に基づき、当該授業科目の単位を取得したものとみなすことができる。

(学科の評価方法)

- 第17条 授業科目のうち授業区分が講義、演習、実技又は実験であるもの（以下「学科」という。）については、出席すべき授業時間数の3分の2以上に出席し、かつ、講義終了後に行う試験（以下「学科試験」という。）の成績が合格点に達した者に対し、単位を与えるものとする。
- 2 学科試験は、各学科の講師ごとに行うものとし、1試験につき100点を満点とし、60点を合格点とする。
 - 3 1学科について複数の学科試験を行ったときは、それらの平均点（1点未満の端数があるときは、小数点第2位を四捨五入する。）により評価するものとする。
 - 4 疾病その他やむを得ない理由により、学科試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。この場合においては、得点から2割を減じた点数により評価するものとする。
 - 5 前3項の規定による試験の評価の結果、合格点に達しない者については、再試験を行うことができる。
 - 6 前2項に規定する試験を受けようとする者は、試験願（第8号様式）を提出しなければならない。
 - 7 出席すべき授業時間数の3分の2に出席時間数が満たない者については、学院長がやむを得ない理由があると認めるときは、講義、レポートの提出等をもって補習とし、欠席した授業への出席に代えることができる。

(実習の評価方法)

- 第18条 授業科目のうち臨地実習（以下「実習」という。）については、出席すべき授業時間数の3分の2以上に出席し、評価点が合格点に達した者に対し、単位を与えるものとする。
- 2 授業科目ごとの評価は、100点を満点とし、60点を合格点とする。
 - 3 前2項の規定による評価の結果、合格点に達しない者については、評価内容を勘案したうえ再実習を行い、再評価することができる。
 - 4 出席すべき授業時間数の3分の2に出席時間数が満たない者については、再実習をすることができる。但し、学院長が認めるときは、欠席した時間の補習実習を行い、欠席した実習への出席に代えることができる。
 - 5 前2項に規定する再実習又は補習実習を受けようとする者は再実習・補習実習願（第9号様式）を提出しなければならない。

(単位未取得が生じた場合)

- 第19条 当該年度において単位未取得が生じた場合は、次年度再履修をし、出席すべき授業時間数の3分の2以上の出席をもって学科試験を受けることができる。
- 2 実習においても前項に準ずるが、基礎看護実習または専門分野の実習単位を取得しなければ、総合実習に進むことはできない。
 - 3 取得できなかった単位があるときは、当該単位を1年以内に取得しなければならない。

(卒業の認定を受けるために必要な単位)

- 第20条 卒業の認定を受けるためには、別表学年合計の項に定める単位数のすべてを取得しなければならない。

(単位の認定及び卒業の審議)

- 第21条 学院長は、当該年度の取得単位及び卒業の認定について審議するため、学院運営委員会を招集する。

(卒業の延期)

- 第22条 未取得単位数によっては本人の選択により当該年次に1年とどまることができる。又、卒業を認定しないこととした学生についても、1年限りとどまることができる。
- 2 前項の場合において、当該年度のすべての講義を受講することが望ましい。